

**「(仮称) 横須賀市新環境基本計画」  
(修正最終案)**

**令和3年(2021年)9月  
横須賀市**

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の目的・計画の位置付け

#### (1) 計画策定の目的・経緯

本市では、1996年（平成8年）に「環境基本条例」を制定し、基本方針で示す施策の実現に向け、1998年（平成10年）8月に「横須賀市環境基本計画」を策定しました。

その後も、必要に応じて「環境基本計画」の見直しや改定を行うとともに、分野別計画である「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン」や「横須賀すみどりの基本計画」などの関連計画と整合を図りながら、総合的に環境行政を推進してきましたが、本市の環境を取り巻く情勢は日々大きく変化し続けています。

国際的には、2015年（平成27年）9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標」（SDGs）が掲げられるとともに、同年に開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議」（COP21）において、「パリ協定」が採択されました。

また、国においても相互に関連し、複雑化する環境・経済・社会の課題に対応すべく、「第五次環境基本計画」が閣議決定されるなど、環境問題に対する機運がこれまで以上に高まりを見せています。

身近な環境課題や顕在化している地球規模の環境問題を解決していくためには、地域レベルでの取り組みが重要となることから、本市においても「海洋都市横須賀 海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」（令和2年9月）や「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」（令和3年1月）を行いました。

また、みどり政策や気候変動への適応においても、自然の地形に沿った水系単位での治水対策を行う流域治水の考え方や、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフトの両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラストラクチャー（グリーンインフラ）の考え方が提唱されるなど、新たな課題への対応が求められています。

これらを踏まえ、前計画（横須賀市環境基本計画（2011～2021））の計画期間が終了すること、また、本市を取り巻く環境問題や経済社会情勢の変化に対応するため、2022年度（令和4年度）からの新たな計画として「（仮称）横須賀市新環境基本計画」を策定します。

#### (2) 計画の性格と役割

本計画は、上位計画である「YOKOSUKA ビジョン 2030」（横須賀市基本構想・基本計画）が掲げる「『自分ごと』の意識が未来を守るまち」を実現する分野別計画として、連携が必要な他の分野別計画と整合を図り、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

また、「環境基本条例」が掲げる基本理念を実現するためには、各主体とパートナーシップを形成し、行動することが重要となることから、環境活動に取り組む各主体の共通認識となるよう、本市の目指す環境の姿を広く示す役割を担っています。

なお、環境教育・環境学習分野については2008年（平成20年）3月に策定した「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」に基づく施策を推進してきましたが、「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」を本計画へ統合し、新たな基本目標として掲げるとともに、今後も「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（環境教育等促進法）における行動計画として位置付け、環境教育・環境学習の更なる推進を図ります。

## 2 計画の対象

### (1) 計画の対象地域

計画の対象とする地域は、横須賀市全域とします。

また、大気や水環境、地球環境問題など、広域に対応することが望ましい事項については、国や県、近隣の地方公共団体との連携も視野に入れ、取り組みを推進していきます。

### (2) 計画の対象範囲

本計画において取り扱う対象範囲は、以下のとおりです。

環境分野	対象範囲
自然環境・みどり	里山的環境・樹林地・河川環境・海域環境の保全、生物多様性の確保、公園整備・緑化の推進、歴史・文化的景観の形成
温暖化対策・気候変動	地球温暖化対策（緩和策）、エネルギー対策、気候変動への適応（適応策）、防災
循環型社会・廃棄物	廃棄物の減量・適正処理、資源循環、食品ロス対策、プラスチックごみ対策（海洋プラスチックごみを含む）
生活環境	大気環境、水・土壌環境、騒音・振動、悪臭、化学物質（ダイオキシン類）による汚染防止
環境教育・環境学習	体験の機会・場の提供、情報提供・普及啓発、人材育成、連携・協働

図 1-2 計画の対象範囲

## 3 計画の期間

**2022 年度（令和 4 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）まで**

計画期間は、「YOKOSUKA ビジョン 2030」（横須賀市基本構想・基本計画）との整合を図り、2022 年度（令和 4 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までの 8 年間とします。

なお、本市を取り巻く環境や経済社会情勢の変化をはじめ、本計画の基礎的条件に変化があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

## (5) 環境教育・環境学習

現代の環境、経済、社会面における様々な問題の解決のためには、あらゆる面で環境へ配慮することが求められるとともに、一人一人が環境への関心をもち「自分ごと」として考え、行動することが大切です。

「持続可能な開発のための教育」(ESD)は、2002年(平成14年)の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(ヨハネスブルグ・サミット)において、国が提唱した考えであり、「国連持続可能な開発のための教育の10年」(2005年(平成17年)から2014年(平成26年))や、その後継プログラムである「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」(2015年(平成27年)から2019年(令和元年))、2019年(令和元年)11月の第40回ユネスコ総会で採択、同年12月の第74回国連総会で承認された、2020年から2030年におけるESDの国際的な実施枠組みである「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて(ESD for 2030)」に基づき、国際的に取り組まれてきました。

また、ESDは持続可能な社会の創り手を育む教育としてSDGsのターゲットの1つに位置付けられているだけでなく、SDGsが掲げる17全ての目標(ゴール)の実現に寄与し、持続可能な社会の達成に向け不可欠である質の高い教育の実現に貢献するものとされています。

国においては、2003年(平成15年)に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を制定し、その改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(環境教育等促進法)が2012年(平成24年)に完全施行され、体験の機会等の認定制度や、行政および市民団体等による協働を推進するための協定制度などが導入されました。また、学習指導要領においても環境に関する内容の充実が図られるなど、環境教育・環境学習は重要性を増しています。

本市は、2008年(平成20年)に「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」を策定し、「人づくり」「機会づくり・場づくり」「情報提供・普及啓発」「連携・協働」を掲げて、環境教育・環境学習を推進してきましたが、指導者の高齢化など、担い手不足が課題となっていることから、さらなる取り組みの拡大・充実のために、環境活動を指導・牽引できるリーダーの養成・育成について早急に取り組むことや、市民・事業者・市民団体や研究機関等との連携・協働による取り組みを推進していくことが求められます。



図 2-19

出典：日本ユネスコ国内委員会「持続可能な開発のための教育(ESD)推進の手引」(令和3年5月改訂版)

## 第3章 横須賀市がめざす環境像と基本目標

### 1 計画でめざす環境像

# 人と自然のやさしさが調和した環境を未来へつなぐまち よこすか

#### (1) 環境像とは

環境像は、環境に関するさまざまな課題の解決に向け、「環境基本計画」が目指す本市の環境の姿を平易かつ端的な言葉で表したものです。

また、本計画は、「環境基本条例」の基本理念である「現在及び将来の市民が持続的に環境の恵みを楽しむ横須賀の実現」を具体化するとともに、上位計画である「YOKOSUKAビジョン 2030」（横須賀市基本構想・基本計画）や市民アンケートをはじめとした市民意見、国内外における環境政策の動向などを踏まえ、上記のとおり、本計画において目指す環境像を設定しました。

#### (2) 環境像の考え方

私たちは今日に至るまで、先人たちの努力により培われた産業や文化を育みながら、より便利でゆたかな生活を求めてきました。しかし、利便性や物質的なゆたかさを追求し、産業をはじめとした経済社会活動や日常生活において限りある資源やエネルギーを消費し続けたことにより、環境への負荷が増大し、地球規模の環境問題が顕在化しています。

これらの問題は、単一的なものではなく、環境的側面・経済的側面・社会的側面が複雑に関わりあっていることから、経済社会活動の基盤は自然資本（環境）であることを再認識し、あらゆる側面において、環境面へ配慮することが求められています。

また、私たちの生活は、生活の基盤となるきれいな空気や水、ゆたかなみどり、水辺環境など、様々な自然環境の恩恵を受けることで支えられています。しかしその一方で、自然は時として大規模な自然災害により人命や財産を奪うなど、私たちの生活に多大な被害をもたらすことがあります。

こうしたことから、私たちは、あらゆる面で環境へ配慮することに加え、自然のもたらす恵みを損なうことなく将来世代へ引き継ぎ、自然の持つ脅威にも適応していくことが求められます。

本計画では、脱炭素社会への移行、循環型社会の構築、自然環境や生活環境の保全・改善をはじめとした取り組みを推進し、一人一人が「自分ごと」として身近な環境の現状や変化に関心を持ち、先人から受け継いだ恵みゆたかな環境を損なうことなく、将来世代へ引き継ぐことのできる「人と自然のやさしさが調和した環境を未来へつなぐまち よこすか」の実現を目指します。

## 2 計画の基本目標

環境像の達成に向けた取り組みを進めるうえでの目標として、次の5つの基本目標を掲げます。

### 基本目標1：人と自然が共生し、ゆたかな環境に親しめるまちをめざします

本市は、三方を海に囲まれ、丘陵のみどりや良好な水辺環境が残るなど、首都圏にありながら恵まれた自然環境を有しています。これらの自然環境は、多様な生物の生活空間となるだけでなく、本市の特徴ある景観を作り出し、私たちの生活に潤いとやすらぎをもたらす「市民共有の財産」です。

生物多様性に配慮した自然環境の保全と創出により、身近に自然とふれあうことができる環境やみどりのネットワークを形成するとともに、自然環境が有する多様な機能を活用した施策の推進を目指します。

また、市民生活に関わりの深い都市公園などの維持管理および利活用を推進し、人と自然が共生したゆたかな環境に親しめるまちを目指します。

### 基本目標2：気候変動に適応し、脱炭素社会へ移行するまちをめざします

【パリ協定】の採択を機に、国内外における地球温暖化対策の取り組みがこれまで以上に加速しています。

温室効果ガス排出量の削減のための取り組み（緩和策）では、再生可能エネルギーの導入・活用の促進と省エネルギーの推進により効率的にエネルギーを活用し、エネルギーの地産地消を目指します。

また、気候変動に適応する取り組み（適応策）では、既に起こりつつある気候変動による影響に対して、健康、産業、災害などの幅広い視点から回避・軽減を図り、脱炭素社会への移行を目指します。

### 基本目標3：身近なところから生活を見直し、循環型社会を構築するまちをめざします

限りある資源の有効活用と廃棄物の増大を防ぐために、ごみの減量化・資源化の啓発を行うなど取り組みを進めるとともに、新たな問題である食品ロスや海洋プラスチックごみへの対応を進めます。

また、社会全体で資源を大切に使う意識を醸成し、身近なところから生活を見直すとともに、一人一人が廃棄物の減量化・資源化・適正処理のために行動することができる環境への負荷を低減した循環型社会の構築を目指します。

### 基本目標4：安心して快適な生活環境を実現し、住みよいまちをめざします

生活の基盤となる大気や水環境などの生活環境の悪化を未然に防ぎ、良好に維持するための取り組みとして、**大気環境や水環境**の状況を測定するなど、法令に基づく検査・指導を行います。

また、公共下水道の整備をはじめとした生活排水の適正処理を進め、安心して快適な生活環境を実現し、住みよいまちを目指します。

### 基本目標5：環境にやさしい社会の担い手を育むまちをめざします

あらゆる人が参加できる環境教育・環境学習の機会や場づくりを推進し、積極的に情報提供を行うことで、環境への興味・関心を高める取り組みを推進します。

環境に配慮する意識を醸成し、一人一人が「自分ごと」として考え、行動できる人づくりを進めるとともに、各主体との連携・協働により、一体となって環境保全に取り組む土壌を形成することで、環境にやさしい次世代の社会を担う人材を育むことを目指します。

## 環境にやさしい社会の担い手を育むまちをめざします

### (1) 基本目標でめざす姿と指標

#### ①基本目標でめざす姿

現在、気候変動や生物多様性の喪失、海洋プラスチックごみをはじめとした海洋汚染など、地球規模の環境問題が多岐にわたり顕在化しており、これらの問題は、多様化し複雑に関わりあっていることから、単一的な取り組みだけでは解決が困難になっています。

私たちは、先人から受け継いだゆたかな環境資源を将来の子どもたちへ引き継ぐ義務を有しており、将来世代のニーズを損なうことなく、これらの課題解決を図る必要があることから、一人一人が環境に対する意識を持ち、「自分ごと」として考え、環境に配慮した行動を率先して実践することが重要です。

国においては、2012年（平成24年）に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（環境教育等促進法）が完全施行され、質の高い環境教育の実施や、より効果的な取り組みを目指し、学習指導要領においても、環境に関する内容の充実が図られるなど、環境教育・環境学習は重要性を増しています。

本市では、2008年（平成20年）3月に策定した「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」において、「人づくり」「機会づくり・場づくり」「情報提供・普及啓発」「連携・協働」の4つのキーワードを掲げ、市民・市民団体・事業者・学校・地域・行政が各主体の役割を認識し、協働による環境教育・環境学習を推進してきました。

また、環境教育指導者の育成や機会づくり・場づくりを進め、身近な取り組みから問題解決につながる新たな価値観や行動の変容をもたらす「持続可能な開発のための教育」（ESD）の視点から、環境教育・環境学習を推進することを目指してきました。

今後も、あらゆる人が参加・利用できる環境教育・環境学習の機会や場づくりを推進するとともに、積極的に情報提供を行うことで、環境への興味・関心を高める取り組みを推進します。

一人一人が「自分ごと」として考え、行動できる人づくりと各主体が一体となって連携・協働を推進し、環境保全に取り組む土壌を形成することにより、環境にやさしい社会を担う人材を育むことをめざします。

#### ②施策の体系

## 環境にやさしい社会の担い手を育むまちをめざします

### 施策の柱Ⅰ

環境教育・環境学習の  
推進体制づくり

### 施策の柱Ⅱ

環境教育・環境学習の  
機会の充実

## ③基本目標達成の目安となる指標

## 2029年度（令和11年度）指標

## 環境教育・環境学習の推進体制づくり

- 環境教育指導者登録数の増加を目指します
- 里山ボランティア加入者の増加を目指します

## 環境教育・環境学習の機会の充実

- 市内の小学校で自然体験学習の機会を提供します：40校（年間5校）
- 環境教育・環境学習のカリキュラムの充実を図ります



図 4-23 環境体験事業のようす（猿島）



## (2) 施策の柱ごとの方針

### 施策の柱 I 環境教育・環境学習の推進体制づくり

xxxix.

#### i これまでの取り組みと課題

環境にやさしい社会を実現するためには、知識の習得だけでなく、一人一人が身近な環境とのかかわりを理解し、環境に配慮した行動を地域レベルで実践することに加え、様々な主体とパートナーシップを形成し、取り組みを推進することが求められます。

国においても、人づくりの一環として、学校や地域で質の高い環境教育および ESD を実践・推進していくリーダーとなる人材育成を目的にリーダー育成研修を開催しています。

また、学びの方向性について、2018 年（平成 30 年）6 月に改訂された「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」においても、持続可能な社会づくりへ主体的に参加する意欲を育むことが重要とされており、こうした人材の育成と活用の促進が重要となっています。

本市では、学校や市民の自主的な環境教育・環境学習や環境保全活動を支援するために専門的知識や経験を有する市民ボランティアなどを「環境教育指導者」として登録し、環境教育の場へ派遣するほか、環境教育に活用・利用できる副読本などの教材や情報の提供など、環境教育・環境学習を推進するための体制を構築してきました。

しかしながら、指導者の高齢化など、担い手不足が課題となっていることから、さらなる取り組みの拡大・充実のために、環境活動を指導・牽引できるリーダーの養成・育成について早急に取り組むことが求められています。

また、環境教育・環境学習は、学校、地域、家庭などあらゆる場で行われており、それぞれの取り組みをつなぐことでより大きな効果が期待されることから、各主体との連携・協働による取り組みを推進していくことが重要となります。

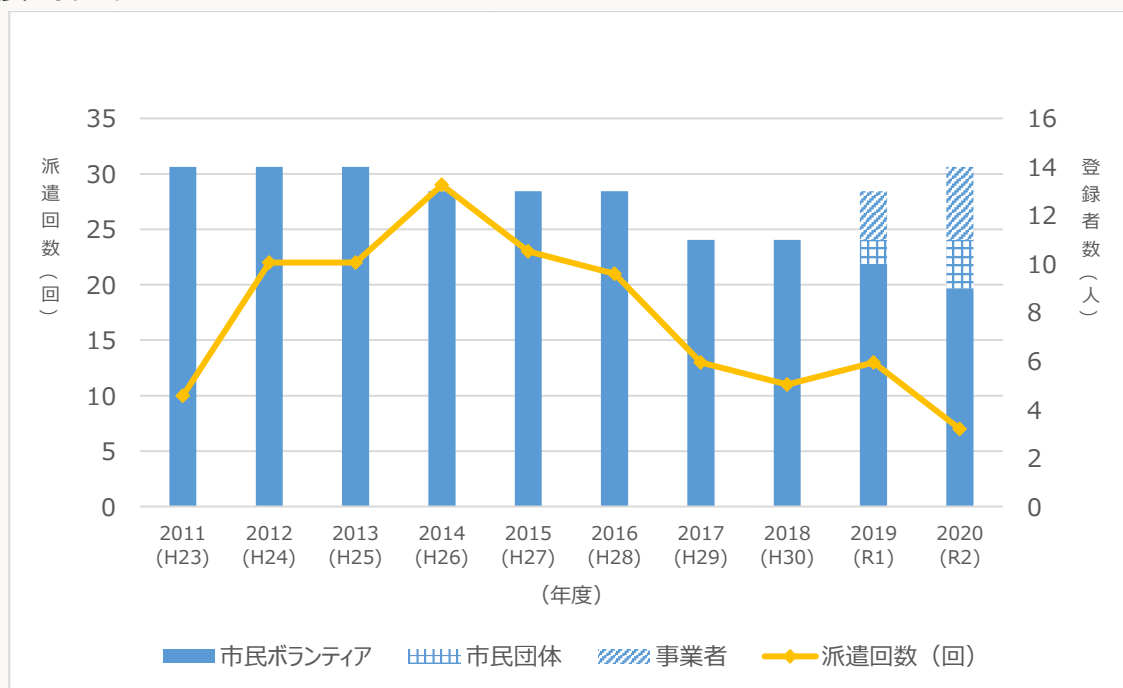


図 4-24 環境教育指導者登録数及び派遣回数

## xi. ii 施策の方向と実現に向けた取り組み

### ① 自ら行動する人をはぐみます

今日の多様化し複雑に関連する環境問題を解決するためには、私たち一人一人が身近な環境とのかかわりを理解し、環境に配慮した行動を実践する必要があります。

地域における環境教育・環境学習のリーダーとなる人材を育成するため、小中学校の教員を対象とした講習会を開催するとともに、専門的知識や経験を有する市民ボランティアに加えて、市民団体や CSR（企業の社会的責任）の一環として環境活動に取り組む事業者を「環境教育指導者」として登録するなど指導者の育成・活用を図ります。

また、環境教育・環境学習のリーダーとなる人材の活動を通じて、子どもたちや地域の人たちが自ら行動できるきっかけづくりを行い、次世代の社会の担い手となる人材育成を推進し、特定の人だけではなく、すべての人が生涯学習として環境教育・環境学習を継続して取り組む体制づくりを進めます。

### ② 各主体間の連携・協働を推進します

環境教育・環境学習は、学校、地域、家庭などあらゆる場で行われており、それぞれの取り組みをつなぐことでより大きな効果が期待されることから、各主体と連携・協働した取り組みが必要となります。

また、多様な主体によるパートナーシップは、SDGs の基本的な考え方の一つとして掲げられるとともに、「第五次環境基本計画」においても、パートナーシップの充実・強化が求められるものとして「持続可能な開発のための教育」（ESD）の理念に基づく環境教育の推進が挙げられています。

これらを踏まえ、本市においても市民団体や事業者、研究機関など様々な主体とネットワークを構築し、パートナーシップを形成する各主体が対等な立場に立ち、適切に役割分担の下で取り組みを推進します。

## xii. iii 市民・事業者ができること（例）

- 環境に関する専門的知識や経験を有する「環境教育指導者」の出前授業を受けてみましょう。
- 市や環境関連団体などが主催する講習会やイベントなどへ積極的に参加しましょう。



図 4-25 環境体験学習のようす

### ⅰ これまでの取り組みと課題

身近な環境とのかかわりを理解し、環境に配慮した行動を地域レベルで実践するためには、一人一人の環境に対する意識を醸成することが重要となります。

特に、これからの社会を担う世代については、郷土の環境へ愛着をもち、身近な環境問題への興味・関心を持つきっかけとなる機会や場の創出が求められることから、学習指導要領においても、教科を横断し、総合的に環境に関する学習内容の充実が図られており、学校等における環境教育・環境学習は重要性を増しています。

また、幅広い層の環境教育・環境学習の取り組みを促進していくうえで、環境に関する情報を必要なときに、必要な形で入手できるよう、環境に関する情報を入手できる情報提供体制の充実を図ることが求められます。

本市では、幼少期から体験を通して、身近な環境を学ぶ出前事業や教育委員会と連携した小学校向けの自然体験学習、身近な地域の自然観光資源にふれあえるエコツーリズムの取り組みを推進するなど、自然体験の機会と場の創出に取り組むとともに、市ホームページや広報紙により、環境に関するデータや情報の発信に努めてきました。また、環境に興味・関心を持ってもらうことを目的に6月の「環境月間」に合わせ周知啓発を行ってきました。

今後も、あらゆる人が環境教育・環境学習に主体として関わるきっかけづくりとなるよう、自然体験や社会活動体験など様々な体験活動や講座、周知啓発イベントなどの開催を通じて持続的な活動を行う場や機会の充実が求められます。

また、主体的な取り組み意欲を引き出す動機付けや、環境に関する様々な情報提供、市の取り組みの周知を併せて行うなど、主体的な参加意欲を育むための手法や工夫が必要となります。



図 4-26 保育園での環境体験学習のようす

## xliii. ii 施策の方向と実現に向けた取り組み

### ① 環境教育・環境学習の機会や場の創出に努めます

環境教育・環境学習の推進にあたっては、私たちの生活や行動が環境に大きな影響を及ぼしていることを理解し、「自分ごと」として環境問題の解決に向けて行動することが必要です。

また、身近な問題から自然環境や地球規模の環境問題など多岐にわたる環境問題に対する「気づき」や興味・関心を持つきっかけとなる機会や場を創出することが重要となります。

環境へ興味・関心を持つためのきっかけづくりとして、自然観察会や里山的環境保全・活用事業、エコツアーなど市の環境資源を活かした体験活動の開催や自然・人文博物館および馬堀自然教育園をはじめとする多くの環境関連施設を環境教育・環境学習の拠点として活用するとともに、事業者が提供する環境活動の場を積極的に活用してしていきます。

また、多様な主体と連携・協働し、機会や場の充実を図るとともに、個々の活動が新たな活動や地域へ広がる環境教育・環境学習の推進に努めます。

### ② 情報提供・普及啓発を推進します

環境教育・環境学習の取り組みを推進していくうえで、誰もが環境に関する情報を必要なときに、必要な形で入手できるよう、情報提供体制の充実を図ることが必要です。

広く環境の保全についての関心と理解を深め、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高める趣旨から、6月の「環境月間」に合わせてイベントや周知啓発活動を展開します。

また、広報紙や市ホームページなど多様な媒体を通じて、環境に関する情報発信を行い、環境に関する情報を必要なときに、必要な形で入手できる情報提供体制の充実を図ります。



図 4-27 令和3年度「環境月間啓発イベント」のようす

## xliv. iii 市民・事業者ができること（例）

- 魅力ある自然観光資源を守りながら、身近にふれあうことができる横須賀エコツアーに参加しましょう。
- 子ども達が自然にふれあう機会を増やし、自然環境への興味関心を促進しましょう。
- 環境問題に関するニュースや市から出される環境に関する報告書を読んでみましょう。